

昭島市住居表示に関する取扱要綱（抜粋）

第1 住居表示の実施基準

1 町の区域の定め方

新たな町を設ける場合は、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等を勘案しつつ、次の基準によるものとする。

（1）町の境界

町の境界は、道路、鉄道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定めるものとし、境界線は、道路、河川、水路等の側線によるものとする。

なお、東西の境界は、東側の側線を、南北の境界は、北側の側線を境界線とする。

（2）町の形状

町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって、一団を形成するように区画するものとする。

（3）町の規模

町の規模は、当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定めるものとする。

2 町の名称の定め方

新たに町を設ける場合、その町の名称は、次の基準によるものとする。

（1）できるだけ従来の町の名称（当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。）に準拠して定めることを基準とする。

（2）市の区域内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等（1）の基準により難しいときは、常用漢字を用い

る等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにするものとする。

- (3) 町の名称として丁目をつける場合は、丁目の数はおおむね4、5丁目程度にとどめるものとする。
- (4) 丁目の配列は雁行式とし、その起点は、都心に近く、都心からみて右側の丁目とする。

3 街区割り

- (1) 街区は、道路、鉄道の線路、その他恒久的な施設又は河川、水路等によって画するものとする。
- (2) (1) に基づいて画された街区の規模が、住居表示の単位として適当でないときは、次の基準によって街区を画することができるものとする。
 - ア 著しく広大で、住居表示の単位として適当でない街区にあつては、当該街区内の恒久的な施設又は著名な地物。
 - イ 著しく狭小で、住居表示の単位として適当でない街区で、隣接の街区と合わせることが適当であると認められるものについては、その両者の街区。
- (3) 街区の規模は、道路の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。